

# 施設等利用費の請求方法について

認可外保育施設等・預かり保育(市型を除く)を利用している方

次に掲げる施設・事業を利用した月の利用料については、施設・事業が保護者に代わり施設等利用費の請求を行い、施設等利用費分の利用料が減額されますので、保護者からの請求は不要です。

- ・横浜市私立幼稚園等預かり保育補助事業(市型預かり保育)を利用した方
- ・横浜保育室の在園児で0～2歳児クラスの非課税世帯の方
- ・年度限定保育事業を利用している非課税世帯の方 等

## 無償化手続きの3ステップ

1 用

対象施設の「確認」を受けた施設を

2

給付認定を受けたお子さんが利用した場合

3

保護者からの請求を受けて市町村が給付します

## ステップ①【確認】

預かり保育や認可外保育施設等の利用料についての施設等利用費の給付を受けられるのは、市町村から無償化対象施設であることの確認を受けた園・施設を利用した場合です。

横浜市内の無償化対象施設は横浜市ウェブページ

「幼児教育・保育の無償化対象施設の一覧」をご確認ください。



## ステップ②【認定】

預かり保育や認可外保育施設等の利用料についての施設等利用費の給付を受けるためには、保護者が保育の必要性の認定を受ける必要があります。

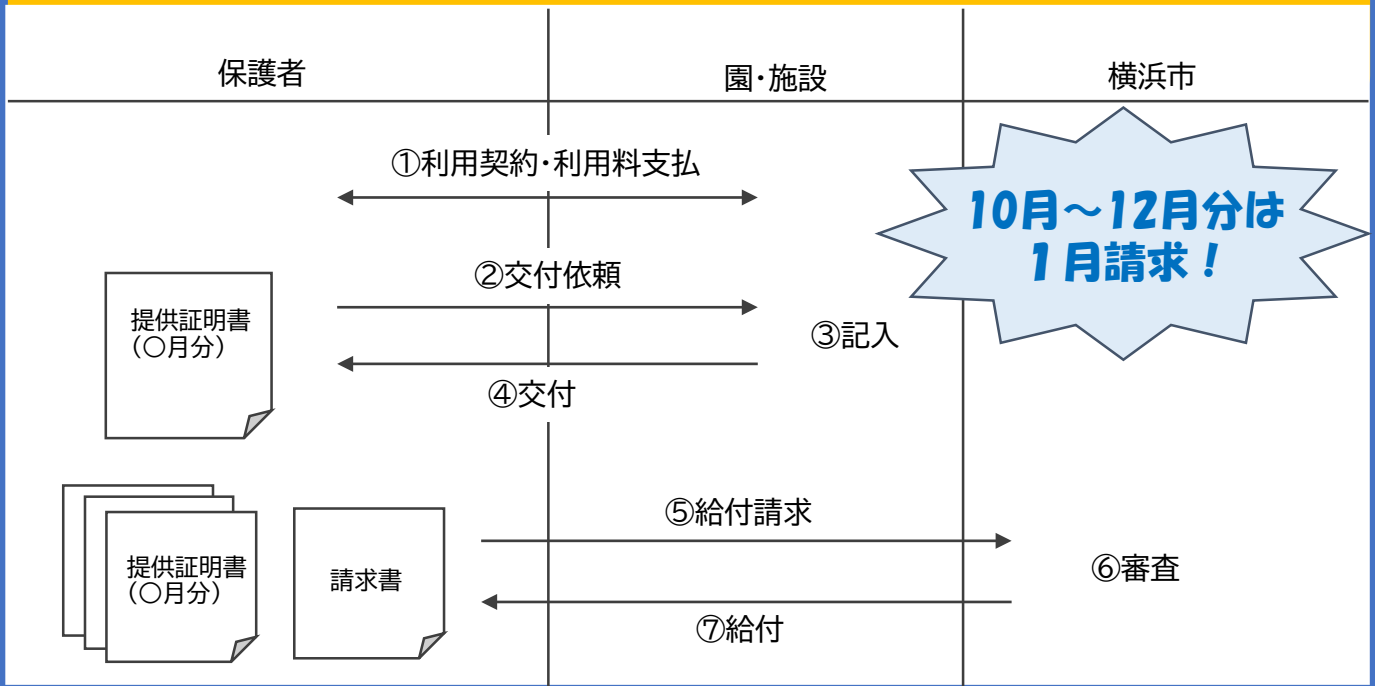
幼稚園等で預かり保育を利用される方



認可外保育施設等を利用される方



## ステップ③【請求の流れ】



### 特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書について

施設等利用費の給付を受けるためには、横浜市に対して給付請求を行う必要があります。請求の際には園・施設が発行する「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」(以下、「提供証明書」という)の添付が必要となりますので、保護者氏名・認定期間等を記載した上で園・施設に提供証明書の交付を依頼してください。※横浜子育てサポートシステムは、提供証明書ではなく「援助活動報告書兼領収証」が必要です。

### 施設等利用費の請求手順について

利用料は園・施設にお支払いいただいたうえで、請求書の提出前までに保護者氏名や認定期間等を記載後、園・施設に提供証明書の交付を依頼してください。請求書に、園・施設が交付した提供証明書を添付して横浜市に提出してください。横浜市の審査後、保護者指定の口座に振り込みます。

上記【請求の流れ】⑤の給付請求の受付は四半期ごとに行います。

(10-12月分:1月請求、1-3月分:4月請求、4-6月分:7月請求、7-9月分:10月請求)

提供証明書や請求に必要な様式等のほか、施設等利用費の請求方法に関する詳しい内容は横浜市ウェブページ「施設等利用費の請求方法」をご確認ください。



【お問合せ】無償化専用ダイヤル

☎ 045-840-6064

開設時間:午前8時から午後8時まで(土日・祝日含む)

※12月28日～1月3日を除く